

長野県立大学 大学案内等制作業務委託仕様書

この仕様書は、公立大学法人長野県立大学(以下「長野県立大学」という。)が行う大学案内等制作業務の委託を行うにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものです。

1 業務名

長野県立大学 大学案内等制作業務

2 目的

長野県立大学の情報を、受験生や保護者を中心に、広く県内外に発信してより多くの志望者を獲得するとともに、大学の知名度の向上を図るために、当該業務を実施します。

3 委託期間

2025 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで

4 契約書(案)

別添のとおり

5 業務内容

(1)成果物、制作数及び期限

No.	成 果 物	仕 様	制 作 数	履行期間	
				2026 年度	2027 年度
①	大学案内	●「長野県立大学 大学案内等制作業務委託プロポーザル実施要領」の9(1)を熟読の上、内容をご提案ください。 ●A4判 カラー印刷 ●(※)電子媒体、画像データについては、納品時に DVD-R 等に格納して提出してください。	9,000 部及び DVD-R 1枚/年	2025 年 10 月～ 2026 年 6 月中旬	2026 年 10 月～ 2027 年 6 月中旬
②	大学院リーフレット	●長野県立大学 大学案内等制作業務委託プロポーザル実施要領」の9(1)を熟読の上、内容をご提案ください。 ●A4判見開き2ページ カラー印刷 ●(※)電子媒体、画像データについては、納品時に DVD-R 等に格納して提出してください。	2,000 部/研究科及び DVD-R 1枚/年	2025 年 10 月～ 2026 年 4 月中旬	2026 年 10 月～ 2027 年 4 月中旬
③	広報グッズ	【ポスター】 ●サイズ:B2版 ●オープンキャンパスの告知用ではなく本学を PR するもの ●(※)電子媒体、画像データについては、納品時に DVD-R 等に格納して提出してください。	200 枚及び DVD-R 1枚/年	2025 年 10 月～ 2026 年 6 月中旬	2026 年 10 月～ 2027 年 6 月中旬

		【ノベルティ】 ● SDGsを意識しつつ本学のイメージに合ったデザイン性を有し、キャッチコピーと結びつき話題性あふれる本学 PR につながるもの 1 点	1,500 個 ／年	2026 年4月～ 2026 年 6 月	2027 年4月～ 2027 年6月
④	オープンキャンパス告知 チラシ	● サイズ:A4判 ● 印刷:カラー印刷 ● (※)電子媒体、画像データについては、納品時に DVD-R 等に格納して提出してください。	3,000 部及 び DVD-R 1枚／年	2026 年4月～ 2026 年 6 月	2027 年4月～ 2027 年6月
⑤	バナー制作	大学ホームページおよび WEB 広告用 ● AI ファイルもしくは編集可能なファイル形式で提出してください。	10 個／2年	2025 年 10 月1日～2027 年9月30日 (随時)	
⑥	大学広報等の 写真・動画 撮影	大学案内等の作成に必要な学生・教員等の写真・動画撮影及びイベント撮影 (※)電子媒体、画像データについては、納品時に DVD-R 等に格納して提出してください。	12 回(日)及 び DVD-R 1枚／年	2025 年 10 月1日～2027 年9月 30 日	

(※)企画提案書の作成に当たっては、実施要領「9企画提案書の作成・提出」の「(1)企画提案書作成上の留意事項」に留意願います。

(2) 大学案内等の写真及び動画の撮影について

原則として受託者がすべて撮影すること。ただし、受託者は、委託者と協議して、委託者保管の写真を使用することもできます。写真の画質は、過去に作成した大学案内と同程度とし、撮影は十分に経験のあるカメラマンに実施させること。なお、撮影に係る費用(交通費等を含む)は、すべて本業務の費用に含まれることとします。

(3) 2 年目以降の提案について

各年度で作成する大学案内等の 2 年目以降の企画・デザイン等については、1 年目に作成するものと同以上の案を 2 以上提出し、委託者と協議の上決定します。ただし、大学院リーフレットの企画・デザイン等については、1年目に作成した内容と同一のものを使用することも可能とする。

(4) 会議の設定

業務実績報告や企画の打ち合わせに関する会議を両方で年 2 回以上実施すること。

6 著作権等の取扱い

本委託業務により新たに生じた著作権等は長野県立大学に帰属することとし、長野県立大学は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとします。

7 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、長野県立大学と十分な連絡・調整を行い、円滑な遂行を図るものとします。

(2) 本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上決定するものとします。